

手続きの流れ

手続きはどの事業も
ほぼ一緒ですね！



1 事前相談&申請書類の準備

事業計画等の作成、①商品開発・改良、③創業の事業については、経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。申請前に市へご相談ください！

2 申請書類を市に提出

書類に不備等あれば、修正をお願いすることがあります。

3 交付決定通知を受理

審査の評価項目についてはお問い合わせください。

4 事業実施

交付決定日以降に支払った経費が補助金の対象です。

5 実績報告書を市に提出

3月20日(閉庁日の場合は前日)までに提出してください。
※事業が完了しない場合は、進捗状況について経営革新等支援機関の確認が必要です。

6 確定通知が届く

7 補助金を請求

確定通知書に記載の請求可能金額を請求してください。

【申請・問い合わせ先】大竹市総務部産業振興課
住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号
TEL：0827-59-2131 / FAX：0827-57-0888
E-mail：sangyo@city.otake.hiroshima.jp

大竹市 地域経済活性化 事業補助金

令和7年度

4月21日から
申請受付
スタート！

令和8年【募集期限】
2月27日まで



市ホームページに掲載
しています。QRコードから
も検索できます。



大竹市の魅力の発信と地域経済の活性化を図るため、市内事業者が取り組む、①商品開発・改良、②販路拡大、③創業、④販路開拓の4つの事業に対して補助金を交付します。詳しくは内面をご覧ください。

※同一年度で補助を受けることができる事業は1つです。重複して補助を受けることはできません。



新たな商品の開発や、既存の商品の改良に必要な費用の一部を補助します。

● 申請できる中小企業者(次の要件を全て満たすことができる事業者)

- ①商品等を販売または製造する事業所を市内に有する者
- ②市税の滞納がないこと。
- ③市内で事業を1年以上継続していること。
- ④支援機関の支援を受けていること。
- ⑤補助金を受けて開発または改良した商品について、大竹生まれ商品への登録とふるさと納税の返礼品とすることに同意すること。
※既にふるさと納税の返礼品に登録している場合は、手続きは不要です。
- ⑥暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団員と密接な関係を有しない者

● 補助金の額

限度額 **250** 万円 ※補助対象経費 1/2 の金額

● 必要書類

- ①大竹市地域経済活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ②大竹市地域経済活性化事業補助金事業計画書(別記様式第2号)
- ③収支計画書(別記様式第5号)
- ④補助金申請に係る確認書(別記様式第6号)
- ⑤営業許可書等の写し(許可を必要とする業種の場合)
- ⑥市内で事業をしていることが分かる書類
- ⑦見積書の写し(借損料、委託費等)
- ⑧支援機関等確認書(別記様式第7号)
- ⑨誓約書兼承諾書(別記様式第9号)
- ⑩その他市長が必要と認める書類(市から指示があった場合)

どの経費が対象になるかなど、補助対象経費について詳しく知りたい方は、産業振興課へお問い合わせください。

※1年目で商品開発・改良が完成しない場合は、初年度の実績の評価によっては、翌年度も申請できます。



大竹市内での新たな創業に必要な費用の一部を補助します。

● 申請できる中小企業者(次の要件を全て満たすことができる事業者)

- ①補助金の交付申請日の属する年度に市内で新たに創業しようとする者または創業した者。
(過去にこの補助金の交付を受けた者を除く。)
※市外で事業を行っている場合は、本店または本社を大竹市内に移す必要があります。
(法人登記簿又は開業届(納税地)で確認)
- ②フランチャイズ契約、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業でない場合
- ③市税の滞納がないこと。
- ④支援機関の支援を受けていること。
- ⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団員と密接な関係を有しない者

● 補助金の額

限度額 **60** 万円 ※補助対象経費 1/2 の金額

● 必要書類

- ①大竹市地域経済活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ②大竹市地域経済活性化事業補助金事業計画書(別記様式第4号)
- ③収支計画書(別記様式第5号)
- ④補助金申請に係る確認書(別記様式第6号)
- ⑤営業許可書等の写し(許可を必要とする業種の場合)
- ⑥見積書の写し(店舗等改装費、家賃、委託費等)
- ⑦支援機関等確認書(別記様式第8号)
- ⑧誓約書兼承諾書(別記様式第10号)
- ⑨事業所等の位置図(住宅地図等)、平面図及び内観・外観の写真
- ⑩事業所等の賃貸借契約書の写し(家賃に係る経費の補助を受ける場合)
- ⑪その他市長が必要と認める書類(市から指示があった場合)

どの経費が対象になるかなど、補助対象経費について詳しく知りたい方は、産業振興課へお問い合わせください。



商品の販売経路を広げるために必要な費用の一部を補助します。

● 申請できる中小企業者(次の要件を全て満たすことができる事業者)

- ①商品等を販売または製造する事業所を市内に有する者
- ②市税の滞納がないこと。
- ③暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団員と密接な関係を有しない者

● 補助金の額

限度額 **10** 万円 ※補助対象経費 1/2 の金額

● 必要書類

- ①大竹市地域経済活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ②大竹市地域経済活性化事業補助金事業計画書(別記様式第3号)
- ③収支計画書(別記様式第5号)
- ④補助金申請に係る確認書(別記様式第6号)
- ⑤営業許可書等の写し(許可を必要とする業種の場合)
- ⑥市内で事業をしていることが分かる書類
- ⑦見積書の写し(委託費等)
- ⑧誓約書兼承諾書(別記様式第10号)

どの経費が対象になるかなど、補助対象経費について詳しく知りたい方は、産業振興課へお問い合わせください。



新規ホームページ等の作成に必要な費用の一部を補助します。

● 申請できる中小企業者(次の要件を全て満たすことができる事業者)

- ①市内で事業を1年以上継続していること。
- ②社会情勢等の変化により新たに販路開拓に取り組もうとしていること。
- ③雇用確保に取り組もうとしていること。
- ④申請時に常時使用する従業員が1名以上いること。
- ⑤過去にホームページの作成・改修等の内容で補助金の補助金の交付を受けていない者であること。
- ⑥市税の滞納がないこと。
- ⑦暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団員と密接な関係を有しない者

● 補助金の額

限度額 **25** 万円 ※補助対象経費 1/2 の金額

● 必要書類

- ①大竹市地域経済活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ②大竹市地域経済活性化事業補助金事業計画書(別記様式第3号)
- ③収支計画書(別記様式第5号)
- ④補助金申請に係る確認書(別記様式第6号)
- ⑤営業許可書等の写し(許可を必要とする業種の場合)
- ⑥市内で事業をしていることが分かる書類
- ⑦見積書の写し(委託費等)
- ⑧誓約書兼承諾書(別記様式第11号)
- ⑨ホームページの写し(既存のホームページがある場合)
- ⑩その他市長が必要と認める書類(市から指示があった場合)

どの経費が対象になるかなど、補助対象経費について詳しく知りたい方は、産業振興課へお問い合わせください。